



## 宮城県の「まん延防止等重点措置」解除に伴う 新たな取り組みを受けての市長メッセージ

- 市民の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染対策として宮城県に適用されていた「まん延防止等重点措置」は9月30日をもって解除されることになりました。
- これを受け、宮城県は、重点措置の解除が感染再拡大（リバウンド）の引き金にならないよう新たな対策を講じる必要があるとして、10月1日から31日までの期間を「リバウンド防止徹底期間」に設定し、感染防止対策を展開していくこととしています。
- 本市としても、市内の感染状況は一旦落ち着いたように見えますが、全国的な変異ウイルス感染者の増加やまん延防止重点措置解除による感染防止意識の緩みなどにより再度の感染拡大が懸念されることから、宮城県の対策と協調し、新型コロナウイルス感染症予防を県民が一体となって防止するよう取り組みを進めてまいります。
- 「リバウンド防止徹底期間」においては、市民の皆様には、ワクチン接種の有無にかかわらず、引き続きマスクの着用や手指消毒などの基本的感染対策にご協力いただきますようお願いいたします。また、飲食店、イベント主催者の皆様には、引き続き感染防止対策を徹底することについて、ご協力をお願いいたします。

# まん延防止等重点措置**終了**に伴う県の要請内容等（案）

資料3-2

対象	地域	現行（まん延防止等重点措置）	10/1-10/31（リバウンド防止徹底期間） ※ 県と仙台市による「独自の緊急事態宣言」は <b>終了</b>								
県民	県全域	日中も含めた不要不急の外出自粛 県外との不要不急の往来自粛	移動・外出は家族等と少人数で感染防止対策を万全に 県外との不要不急の往来自粛								
飲食店	仙台市	一般店	時短要請・酒類提供制限 <b>終了</b>								
		一般店		全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供終日停止							
	認証店	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時									
	認証店	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時									
以外	仙台市	一般店	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時								
	仙台市以外	認証店	要請対象外（通常営業可）								
その他の施設	仙台市	営業時間短縮：午前5時-午後8時 酒類提供終日停止の協力依頼	時短要請・酒類提供制限 <b>終了</b>								
	仙台市以外	営業時間短縮：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時の協力依頼									
イベント	県全域	開催時間：午前5時-午後9時 以下の人数制限・収容率の小さい方									
		人数上限	収容率								
		5,000人	<table border="1"> <tr> <td>大声なし</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>大声あり</td> <td>50%</td> </tr> </table>	大声なし	100%	大声あり	50%				
大声なし	100%										
大声あり	50%										
開催時間短縮 <b>終了</b> 以下の人数制限・収容率の小さい方		人数上限	収容率								
5,000人又は収容定員 <b>50%以内</b> <b>(≦10,000人)</b> のいずれか <b>大きい方</b>		<table border="1"> <tr> <td>大声なし</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>大声あり</td> <td>50%</td> </tr> </table>	大声なし	100%	大声あり	50%	<table border="1"> <tr> <td>大声なし</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>大声あり</td> <td>50%</td> </tr> </table>	大声なし	100%	大声あり	50%
大声なし	100%										
大声あり	50%										
大声なし	100%										
大声あり	50%										